

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年 9 月14日
【会社名】	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
【英訳名】	D.Western Therapeutics Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日高 有一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 14,430,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 3,095,430,000円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】**第 1 【募集要項】****1 【新規発行新株予約権証券】****（ 1 ）【募集の条件】**

発行数	390,000個（新株予約権 1 個につき100株）
発行価額の総額	14,430,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき37円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.37円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年10月 1 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 経営管理部 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号
払込期日	2026年10月 1 日
割当日	2026年10月 1 日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店

（注）1．株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

は、2026年 9 月14日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生を条件として、当社とグロース・キャピタル株式会社（以下「グロース・キャピタル」又は「割当予定先」といいます。）との間で、払込期日までに本新株予約権の第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）及び覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の目的となる株式の総数は39,000,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第１項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第１項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「（２）新株予約権の内容等（注）」第７項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第４項に定める。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第２項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初44円（発行決議日直前取引日の終値の50％に相当する金額（円未満切上げ））（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項の規定を準用して調整される。） 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は39,000,000株（2026年６月30日現在の発行済株式総数に対する割合は67.85％、割当株式数は100株で確定している。） 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第４項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1,730,430,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。） 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は１単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数は、39,000,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第２項乃至第４項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。 $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ 3 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項の規定に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 4 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第３項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	5 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、79円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。 2 行使価額の修正 本新株予約権の発行後、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が44円（以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

	(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,095,430,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月1日から2029年9月30日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2028年10月1日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 4 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の最終日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
--------------------------	--------

（注）１．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「（１）資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「（３）資金調達方法の選択理由＜他の資金調達方法との比較＞」に記載のとおり、公募増資やＭＳＣＢ等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先より提案を受けた下記「（２）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」又は「本資金調達と総称し、本第三者割当契約に基づく資金調達を「本件第三者割当」といいます。）は、下記「（３）資金調達方法の選択理由＜本スキームの特徴＞」に記載のメリットがあることから、下記「（３）資金調達方法の選択理由＜本スキームのデメリット・留意点＞」に記載のデメリット・留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が、資金需要に応じた資金調達を行いたいという当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

（１）資金調達の目的

当社は、「日本発の画期的な新薬を世界へ」というビジョンのもと、プロテインキナーゼ阻害剤 １研究の知見から得た独自の科学技術を基に医薬品の研究開発を行っている創薬バイオベンチャーです。2014年に当社初の上市品 ２（「グラナテック」）が誕生し、当社の基盤技術の有用性と眼科領域での地位の確立につながりました。「グラナテック」が上市した以降は、『パイプライン ３の拡充』と『事業領域の拡大（基礎研究のみから非臨床試験以降の開発も実施）』を重点施策として、研究・開発型のバイオベンチャーへのシフトを進めておりました。重点施策により外部からのパイプラインの導入 ４と自社での臨床開発を進めた結果、2024年度末には中期目標として掲げていたパイプライン10本を達成し、また、非臨床試験～後期第 Ⅲ相試験までを自社で実施することができました。当該中期目標までの期間において、眼科領域を中心としたパイプラインを確立することに加えて、眼科領域における当社の強みを活かした長期的な目線での他企業、大学等との共同開発、共同研究等のコラボレーションを推進していくことで、事業を拡大するとともに、収益源の多様化を達成してまいりました。

時期	ビジネスタイプ	取組み	成果
創業～2014年	研究（基盤技術）型	創薬基盤技術の確立 （キナーゼ阻害剤技術、眼科疾患開発ノウハウ）	・導出：３件 ・上市品：１件
2015年～2019年	研究・開発型	+ 自社開発体制構築 + 共同創薬体制構築 + キナーゼ阻害剤の適応拡大	・導出：２件 ・共同創薬（技術供与）による収益：１件 ・導入上市品の獲得：１件 ・自社開発：１件 ・適応拡大の開発：１件
2020年～2025年		+ アカデミアネットワーク体制構築 + 共同開発体制構築 + 事業開発体制構築	・研究プロジェクト：13件以上 ・開発パイプライン増加：２件 ・共同開発：２件 ・自社開発：１件 ・上市品：１件
次のステップ		+ 新たなモダリティ獲得 + 他疾患（眼科領域以外）の開発 + 承認取得までの体制構築 + 販売体制検討	期待される成果 ・研究プロジェクトの臨床開発 ・自社開発品の増加 ・自社（共同）開発品の上市 ・収益の多様化／最大化

その中で、当社が更なる成長を達成するためには、成長余地の大きな開発パイプラインへの投資を行う必要があり、その対象として緑内障治療剤「H-1337」を中核パイプラインと位置付けて開発に注力しております。

「H-1337」は、当社が創製したマルチキナーゼ阻害剤です。2024年に米国後期第 Ⅲ相臨床試験において良好な結果が得られており次相に向けた準備を進めておりましたが、2026年３月25日に開示いたしました「資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」のとおり、千寿製薬株式会社（以下「千寿製薬」といいます。）と資本業務提携を行い、それを機に日本での開発を先行する方針に転換しております。

「H-1337」の今後の見通し、展開は以下のとおりです。（2026年３月25日公表の更新版資料「事業計画及び成長可能性資料に関する事項」43ページより）

現状と今後の見通し、展開

更新後

【現状】※2025年度末時点

2025/12、FDAとTypeCミーティング実施

→ 2027年、P3試験開始を計画

【今後の検討事項】

✓ P3試験（比較試験2つ、長期試験）

- チモロール非劣性の確認
- 長期安全性の試験デザイン

✓ 非臨床試験の追加実施

- 長期毒性試験、生殖発生毒性試験

✓ P3試験準備と並行してライセンシング活動を推進中

【育薬シナリオ】※2026/3/25日本開発決定をふまえて

✓ 日本市場での上市を優先

- 効率的な開発による価値創出
- 米国開発及びライセンス機会の拡大

✓ 患者QOLの追求

- 1日1回点眼剤の開発
- 服薬コンプライアンスの優先

✓ 製品の大型化

- 配合剤の早期の取組み
- アジア、欧米での展開
- 他疾患の検討

43

当社の成長戦略の重要な施策は、上記赤枠記載の「H-1337」の上市を含む製品の大型化です。日本での上市は製品の大型化の足掛かりとなっており、日本での開発は重要性が高い取り組みであると考えております。「H-1337」の日本における治験の費用総額は約30億円を想定しております。

なお、日本での開発にあたっては、日本の規制要件及びそれに準じた臨床試験を実施する必要があります。そのため、パートナーである千寿製薬と協議を行い、日本の開発は日本人を中心とするアジア人での小規模用量確認試験から開始することが、開発リスク及び総開発費を抑制できる計画であると考えております。なお、小規模用量確認試験の開始は2027年、第 相臨床試験は2029年以降に開始する計画としております。

日本での上市後は、配合剤の開発、アジア・欧米での展開に注力して、製品の大型化を達成してまいります。なお、日本での開発が順調に進んだ場合には、配合剤やアジア等での開発費用はパートナーが負担します。「H-1337」の今後のロードマップについては、本日公表の「資金調達に関する補足資料」をご参照ください。

また、当社グループは2026年6月30日現在で986百万円の現金及び現金同等物残高を有しておりますが、保有する開発パイプラインの価値を向上させるため積極的な先行投資を実施することにより、業績は赤字が継続しており、2026年第2四半期累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失は323百万円を計上しております。そのため、機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の社債及び新株予約権の発行を決定いたしました。

当社といたしましては、本資金調達を通して、「H-1337」の開発を進め、早期に上市することにより、中長期的に企業価値の向上に繋がることから、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

- 1：プロテインキナーゼはATP（アデノシン三リン酸といわれ、体内で作られる高エネルギー化合物）等、生体においてエネルギーの元となる低分子物質等のリン酸基を、タンパク質分子に転移する（リン酸化）酵素です。一般にリン酸化を触媒する酵素をキナーゼと呼び、特にタンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼといいます。また、阻害剤とは生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下又は消失させる物質を指します。化学物質が特定の酵素の活性を低下又は消失させることにより、病気の治療薬として利用されることがあります。
- 2：上市品（じょうしひん）とは、承認され、実際に市場に出る（市販される）医薬品のことをいいます。
- 3：パイプラインとは、新薬候補品の開発から販売までの一連のラインを指しており、単に個々の新薬候補品を指すこともあります。
- 4：導入とは、他社が権利を有する新薬候補化合物等に関する特許権やノウハウ等について、自社で使用する権利を取得することをいいます。

当社は2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月31日付で株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）を発行しました。しかしながら、一定の行使は進んだものの、足元の株価水準及び市場環境のもとでは、その後の行使は限定的な状況にあり、今後の行使時期及び行使数量を合理的に見通すことが困難となっております。このような状況の下、当社の今後の資金需要並びに現在の株価水準及び今後の市場環境等を総合的に勘案した結果、第13回新株予約権による資金調達を中止し、新たに本新株予約権による資金調達を実施することを決定し、第13回新株予約権については、2026年9月29日付で取得及び消却することを本日付で決議い

たしました。なお、取得及び消却する第13回新株予約権の内容につきましては、以下に記載のとおりです。

(1) 銘柄	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第13回新株予約権
(2) 取得日	2026年 9 月29日
(3) 取得金額・個数（残数）	2026年 9 月29日時点で残存する第13回新株予約権の全部（現時点における残存個数は7,938個） 第13回新株予約権 1 個当たり金52円（現時点における残存個数を前提とした場合、総額412,776円）
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2026年 9 月29日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

これによる調達額の変更並びに「H-1337」への成長投資を優先することに伴い、各資金使途に対する金額及び支出予定時期を以下のとおり変更いたします。変更部分には下線を付して表示しています。なお、第12回新株予約権によって調達した資金は、現時点で全て充当をしております。2026年 3 月25日付の第三者割当増資（以下「千寿製薬による出資」といいます。）によって調達した資金は、現時点で未充当です。

< 第13回新株予約権発行後の充当・変更状況 >

[変更前]（2025年 7 月15日発行決議日）

具体的な使途	充当予定額（百万円）	支出予定時期
新規開発品の開発費用	<u>650</u>	2025年10月～ <u>2027年12月</u>
創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得／開発推進に係る費用等	<u>300</u>	2027年 1 月～2027年12月
「H-1337」の開発資金	<u>100</u>	2026年 1 月～ <u>2026年12月</u>
運転資金	289	2027年 1 月～2027年12月
合計	<u>1,339</u>	—

[変更後]

具体的な使途	充当予定額及び充当額（百万円）	支出予定時期
新規開発品の開発費用	<u>270</u> (20)	2025年10月～ <u>2028年12月</u>
創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得／開発推進に係る費用等	<u>150</u> (—)	2027年 1 月～2027年12月
「H-1337」の開発資金	<u>210</u> (69)	2026年 1 月～ <u>2027年12月</u>
運転資金	289 (—)	2027年 1 月～2027年12月
合計	<u>919</u> (89)	—

（注）1．上記、変更後の充当予定金額は、2026年 9 月11日時点の調達額を記載しております。

2．上記、変更後の充当額は、金額欄括弧書きの数値で、2026年 8 月末時点における充当額となります。

3．当初調達予定金額と実際に調達した金額との間に乖離が生じているため、各使途の支出時期の早いものから充当する予定としております。なお、については当初 2 件のプロジェクトへの支出を予定しておりましたが、「H-1337」の開発へ注力するため「H-1129」の 1 件のみとし、必要金額を減額しております。の変更前後の差額分については、事業収入や手元現預金を活用する予定です。

なお、今回の資金調達による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては下記「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

また、本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使の都度、調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、一方で2026年10月以降予定どおり事業を進捗させるために、下記に記載する「（本社債の概要）」の内容にて、本新株予約権と同時に、グロース・キャピタル及びネクスト・グロース株式会社（以下「ネクスト・グロース」といいます。）に対してそれぞれ400,000,000円及び100,000,000円（発行総額500,000,000円）の本社債を発行することを決定いたしました。

（本社債の概要）

(1) 社債の名称	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第2回無担保社債
(2) 社債の額面総額	500,000,000円
(3) 各社債の額面金額	12,500,000円
(4) 利率	なし
(5) 払込金額	額面100円につき金100円
(6) 償還金額	額面100円につき金100円
(7) 払込期日	2026年10月1日
(8) 償還期日	2027年10月29日
(9) 償還の方法	満期一括償還のほか、以下の繰上償還条項が規定されています。 (1) 本新株予約権の全部又は一部が行使された場合、以下に定める期間及び条件に従って算出される金額（以下「対象行使額」といいます。）から当該時点において当社が本社債の発行要項第14項に基づき繰上償還した本社債の額面額を控除した額が本社債の金額（12,500,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の5取引日（当日を含みます。）以内又は当社と社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。なお、繰上償還はグロース・キャピタルに対し優先的に行うものとし、グロース・キャピタルが保有する本社債の全てが償還されたことを条件にネクスト・グロースへの償還を行うものとします。 （ア）2026年12月31日までの対象行使額は、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から3億円を控除した額とします。 （イ）2027年1月1日以降の対象行使額については、以下のとおりとします。 2026年12月31日までに、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額が3億円を超過している場合、対象行使額は、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から3億円を控除した額とします。 2026年12月31日までに、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額が3億円に満たない場合、対象行使額は、本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の2027年1月1日以降の累計額とします。 (2) 当社は、（ ）当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、（ ）当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、（ ）本新株予約権の全部又は一部が当社により取得された場合（但し、社債権者からの一方的な請求に応じて取得された場合を除きます。）、（ ）その他の本社債の価値及び当社の債務弁済能力に重大な悪影響を与える事由が生じた場合、当社は当該事由が生じた日から20取引日以内に残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
(10) 総額引受人	グロース・キャピタルに金400,000,000円の本社債を、ネクスト・グロースに金100,000,000円の本社債をそれぞれ割り当てます。
(11) 資金使途	「H-1337」の開発資金

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。なお、調達予定金額の一部については本社債の発行によって先行して払込みが行われますが、本社債については、原則として本新株予約権の権利行使に伴い払い込まれた金額の累計額から3億円を控除した額が1,250万円に達する毎に繰上償還が行われる（但し、本新株予約権の権利行使に伴い2026年12月31日までに払い込まれた金額の累計額が3億円に満たない場合は、本新株予約権の権利行使に伴い2027年1月1日以降に払い込まれた金額の累計額が、1,250万円に達する毎に繰上償還が行われる）設計となっております。したがって、本社債が全額償還されるまで、本新株予約権の行使に伴い払い込まれた金額は原則として3億円を超過する範囲で本社債の償還に充当される（但し、本新株予約権の権利行使に伴い2026年12月31日までに払い込まれた金額の累計額が3億円に満たない場合は、本新株予約権の権利行使に伴い2027年1月1日以降に払い込まれた金額について、全て本社債の償還に充当される）こととなります。

本新株予約権の設計に関して、本新株予約権は、発行直後から行使価額の修正がなされる設計となっており、これにより株価変動の影響を受けずに権利行使が可能となるため、発行から近接したタイミングで必要な資金を調達することを想定しています。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、本社債によって早期に必要な資金の調達が一部確約されていることに加え、本新株予約権により手元で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できる一方で、行使タイミングの分散化も図られる設計となっており、かつ一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

<本スキームの特徴>

本新株予約権の目的である当社普通株式数は39,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（2026年6月30日現在の発行済株式総数57,483,412株（2026年6月30日現在の総議決権数574,627個）に対する最大希薄化率は、67.85%（議決権数ベースで67.87%））。

本新株予約権については、当社普通株式の終値がその下限行使価額を10連続取引日にわたり下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

本新株予約権については、2028年10月1日以降、本社債が全て償還された後であれば、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

本社債の発行により、必要調達金額の一部について、発行当初の時点における即時の資金調達が可能となっていること。

<本覚書に基づく本新株予約権の行使停止要請について>

本新株予約権について、当社は、本社債が全て償還されたことを条件に、本覚書の締結日以降、随時、1年間（毎年10月1日から翌年9月30日までをいいます。）に2回を上限として、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を停止する旨の通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に本新株予約権の権利行使を停止する期間（以下「行使停止期間」といいます。）を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができません。

いずれの行使停止期間の開始日も、2026年10月1日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、本新株予約権の行使期間末日以前の日とし、いずれの行使停止期間も30日間を上限とします。

行使停止要請通知につきましては、資金調達を優先する方針ではありますが、本新株予約権発行後の当社の資金需要や市場環境等を勘案して、行使停止要請通知を行う可能性があります。なお、当社が行使停止要請通知を行った場合、当社はその旨開示するものとします。

また、当社は、割当予定先による行使停止要請通知の受領後も、当該通知を撤回することができます。

なお、当社が行使停止要請通知の撤回を行った場合、当社はその旨開示するものとします。

<本スキームのデメリット・留意点>

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があり、さらに、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には調達ができない可能性もあること。また、本社債の償還期限までに本新株予約権による調達ができない場合には、別途、本社債の償還のための資金を調達する必要があること。なお、本社債の償還期限までに本新株予約権による調達ができない場合には、当該時点の状況に鑑みて最適と考えられる資金調達を実施していくことになると考えられます。

行使タイミングの分散化が企図されているものの、本新株予約権の行使が進んだ場合、合計39,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。

割当予定先は当社普通株式の長期保有を約していないため、本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の売却による株価への影響も一定程度存在すること。

<他の資金調達方法との比較>

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である各既存投資家が払込みに応じるかを個別に判断を行うことから、当社が必要とする資金額を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が修正されない新株予約権のみで資金調達を行う場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が全く享受できないこととなり、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

借入れ又は社債のみによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。なお、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達が実現されるまでのつなぎ資金の性質を有しております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
- 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本第三者割当契約及び本覚書を締結いたします。本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書には、以下の内容が規定される予定です。

<本新株予約権の取得請求>

グロース・キャピタルは、2026年10月1日（同日を含みます。）以降に始まるいずれかの10連続取引日において、当該10連続取引日に含まれるいずれの取引日においても、終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に、当該10連続取引日の最終日から起算して20取引日以内の期間におけるいずれかの取引日に当社に対して通知することにより、自身が保有する本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本覚書の定めに従い、当該時点で残存する本新株予約権につき、その払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、行使期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

< 本新株予約権の譲渡 >

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の 当社、 ネクスト・グロース（グロース・キャピタル代表取締役である嶺井政氏が設立し、代表取締役を務めています。）、 ネクスト・グロース若しくは割当予定先の子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいいます。）、 割当予定先の代表取締役である嶺井政氏が発行済株式の全てを保有する株式会社若しくは社員権の全てを保有する会社、又は 乃至 の会社が現在組成する投資事業有限責任組合（以下、個別に又は総称して「許容譲渡先」といいます。）以外の者への譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨が規定されています。

なお、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、手続きの簡便化の観点から通知で足りる旨が本第三者割当契約に規定されています。また、本新株予約権が譲渡された場合には、適時適切に開示いたします。

< 割当予定先による I R 支援 >

当社は、当社の資金調達を支援するために割当予定先が本新株予約権を引き受けることに加え、当社の企業価値向上を支援するため、当社の個人投資家向け戦略的 I R を支援する施策を引き続き実施する旨の提案を受けました。当社は、割当予定先が複数の上場ベンチャー企業の I R 支援の実績を有することを考慮し、グロース・キャピタルから資金調達の支援に加えて、エクイティストーリーの構築支援、I R 資料の作成支援及び個人投資家向け説明会への登壇機会の提供を受けることが、当社の中長期での企業価値の向上を図るために有益であると考えております。

3. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先は、当社の代表取締役社長である日高有一との間で、2026年10月1日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間において、当社普通株式2,500,000株（以下「貸借対象株式」といいます。）を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。また、貸借対象株式の貸借料は、無償とする予定です。なお、株式貸借契約の締結にあたり、担保権は設定いたしません。

当該株式貸借契約において、割当予定先は、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を、割当予定先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意する予定です。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生します。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 本新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（千円）	発行諸費用の概算額（千円）	差引手取概算額（千円）
3,095,430	9,000	3,086,430

（注）1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記関連費用等の合計額であります。

（2）【手取金の使途】

本新株予約権の発行による資金調達の使途については、以下を予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「H-1337」の開発資金	3,086	2027年1月～2031年3月
合計	3,086	-

（注）1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 本新株予約権の行使により調達された資金のうち、500百万円については、上記のとおり、原則として、一次的には本社債の償還資金として充当される予定です。もっとも、当該社債の発行により調達された資金は上記資金使途に充当される予定です。本社債の詳細については、上記「1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとする理由（1）資金調達の目的（本社債の概要）」をご参照ください。

3. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

4. 調達額が予定に満たない場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記に追加充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

「H-1337」の開発資金

本調達資金は全額「H-1337」の開発資金に充当します。「H-1337」は、現在第 相臨床試験に必要な非臨床試験を進めております。この非臨床試験は、前述に記載の第13回新株予約権の調達資金及び千寿製薬による出資約2億円を用いて推進する予定です。日本における「H-1337」の次相の試験は、日本人を中心とするアジア人での小規模用量確認試験から開始する計画であり、今後当局との相談を通じて詳細を決定する方針です。今後の「H-1337」の開発費用の正確な金額の見込みは難しいものの国内の治験費用は、総額約30億円と想定しております。本資金調達は、この30億円に充当する予定です。

なお、当該治験費用については進捗に応じて段階的に資金を確保することで資本効率の向上を図る方針であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日までの間、割当予定先が未行使の本新株予約権を有する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なく、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨合意する予定です。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の普通株式を発行又は処分する場合。

本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使により、当社の株式を発行又は処分する場合。

当社又はその子会社の役員及び従業員を対象とするストックオプション制度に基づき、新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使により当社の普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

会社法第194条第3項に基づく自己株式の処分その他法令に基づき証券の発行又は処分が強制される場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、普通株式を発行又は処分する場合。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	グロース・キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区南青山三丁目8番40号 青山センタービル2F
代表者の役職及び氏名	代表取締役 嶺井 政人
資本金	3,000万円
事業の内容	投資業 マーケティング支援業務 成長支援のコンサルティング等
主たる出資者及びその出資比率	嶺井 政人 100%

（注） 割当予定先の概要の欄は、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）現在のものです。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）現在のものです。

c．割当予定先の選定理由

当社は、資金調達にあたり、割当予定先や複数の証券会社に対し資金調達方法について相談したところ、これらの割当予定先や証券会社から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとする理由（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、2026年7月に割当予定先より提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また、当社の事業の進捗や成長投資を実現するための資金調達を実施するにあたり、当社の事業の状況に適した割当予定先を選定しております。

本新株予約権においては当社の中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立に向けての着実な資金の調達とその後の当社の企業価値の向上に資する貢献を期待する割当予定先を選定しております。本新株予約権の割当予定先であるグロース・キャピタルは、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考えのもと、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長を支援している会社です。当社も従前、グロース・キャピタルより、1,000名を超える個人投資家へのIR説明会の開催及び個人投資家向け資料のブラッシュアップ等当社の企業価値向上に向けた業務支援を受けておりました。これらの支援を通じて、グロース・キャピタルは当社の経営方針及び事業内容を理解しているものと考えております。そして、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、グロース・キャピタルの過去のIR戦略の立案に関する支援実績、当社の事業・成長戦略への理解の深さ等を総合的に勘案して、グロース・キャピタルを割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は39,000,000株です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の許容譲渡先以外の者への譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。なお、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、手続きの簡便化の観点から通知で足りる旨が本第三者割当契約に規定されています。また、本新株予約権が譲渡された場合には、適時適切に開示いたします。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当契約において、グロース・キャピタルが払込みに要する十分な財産を確保している旨及びグロース・キャピタルが（本新株予約権を行使した際に交付される当社の普通株式を長期間保有せずに売却することを考慮すれば）本新株予約権の全部を行使するために必要かつ十分な財産を確保しており、又は今後確保することが合理的に見込まれる旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、グロース・キャピタルから、同社の取引銀行が発行する2026年6月30日付の残高証明書を受領しており、同社に割り当てられる本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。また、本新株予約権の行使にあたっては、グロース・キャピタルは、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、グロース・キャピタルは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本第三者割当契約において、グロース・キャピタルから、同社並びに同社の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。また、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、譲渡時において、許容譲渡先から、同社並びに同社の役員及び従業員又は同組合及び同組合の組合員について、同様の表明保証を受ける予定です。さらに、グロース・キャピタル及び同社の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに同社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（代表者：中村勝彦、住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号）に調査を依頼し、2026年7月28日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、グロース・キャピタル及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は同社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、グロース・キャピタル及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

また、グロース・キャピタルは非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については、決算公告において公表されている事項（但し、当期純利益は決算公告を参照）を除いて開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権を譲渡するには、許容譲渡先に譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を受けなければなりません。当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人が反社会的勢力と関係性を有していないこと、本新株予約権の行使に係る払込原資、本新株予約権の保有方針等の確認を行い、承認の可否を判断する予定です。なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の全部又は一部の譲渡を承認した場合、速やかにその旨開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（87円）、当社株式のボラティリティ（75.0%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（2.0%）、割当予定先が市場出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。）を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した本新株予約権の評価額37円を参考として、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額と同額の金37円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は79円に設定されており、その後、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の90%に相当する金額に修正されます。また、本新株予約権の行使価額は下限行使価額である44円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる本新株予約権の行使価額及びこれを反映して算出された払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査等委員会（監査等委員4名により構成、うち3名が社外取締役）からは、本新株予約権の発行要項の内容及び赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見を書面により受領しております。

- ・本新株予約権の発行について、監査等委員会として本資金調達の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のある赤坂国際会計に依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・上記の点から、赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・赤坂国際会計の評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権の払込金額は割当予定先に有利でないこと。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、2026年6月30日現在の発行済株式総数57,483,412株に対して最大67.85%（2026年6月30日現在の総議決権数574,627個に対して最大67.87%）の希薄化が生じます。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2026年4月10日付で千寿製薬に対して割り当てることにより発行された新株式数2,150,500株（議決権数21,505個）を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した株式数は41,150,500株（議決権数411,505個）であり、これは、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数である57,483,412株（議決権総数574,627個）から、上記先行して発行された新株式数を差し引いた株式数55,332,912株（議決権数553,122個）に対して、74.37%（議決権総数に対し74.40%）となります。

したがって、希薄化率が25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当てに該当いたしません。

しかしながら、本新株予約権は、原則として約3年間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計390,000個の新株予約権が行使され、同時に39,000,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）」第1項に記載のとおり、今後の更なる成長を見据え、先行投資を継続し自社での臨床開発を実施することは、中長期的に企業価値の向上に繋がることから、本件規模の第三者割当てを実施することが必要かつ適切であると判断し、本新株予約権

の発行を行うことを決定いたしました。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当てによる本新株予約権の発行は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計39,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は373,620株であり、一定の流動性を有しております。さらに、当社は、「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条が規定する経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手のために、第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は、本新株予約権の発行の必要性及び相当性につき検討し、本新株予約権の発行が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行により発行される本新株予約権の目的となる株式数39,000,000株に係る割当議決権数は390,000個となり、当社の議決権総数574,627個（2026年6月30日現在）に占める割合が67.87%となり、また、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内である2026年4月10日付で千寿製薬に対して割り当てられた当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は41,150,500株（議決権数411,505個）であり、これは2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数57,483,412株（議決権総数574,627個）から2026年4月10日付で発行された当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を控除した株式総数55,332,912株（議決権数553,122個）に対する比率は74.37%（議決権比率74.40%）となります。割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
グロース・キャピタル株式会社	東京都港区南青山三丁目8番40号	-	-	39,000,000	40.43
日高 有一	愛知県名古屋市中種区	5,302,000	9.23	5,302,000	5.50
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目1番9号	2,150,500	3.74	2,150,500	2.23
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,445,700	2.52	1,445,700	1.50
株式会社ミートプランニング	群馬県高崎市倉賀野町3199-1	850,000	1.48	850,000	0.88
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	732,300	1.27	732,300	0.76
日高 万由子	兵庫県芦屋市	730,000	1.27	730,000	0.76
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	484,000	0.84	484,000	0.50
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	483,313	0.84	483,313	0.50
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	469,936	0.82	469,936	0.49
計	—	12,647,749	22.01	51,647,749	53.54

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権に係る潜在株式数は39,000,000株（議決権の数は390,000個）であり、2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数57,483,412株（2026年6月30日現在の当社の議決権総数574,627個）に対する比率は67.85%（議決権比率67.87%）となります。また、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内である2026年4月10日付で千寿製薬に対して割り当てられた当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は41,150,500株（議決権数411,505個）であり、これは2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数57,483,412株（議決権総数574,627個）から2026年4月10日付で発行された当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を控除した株式総数55,332,912株（議決権数553,122個）に対する比率は74.37%（議決権比率74.40%）となります。

このように、本新株予約権による資金調達の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。ご参考までに、直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高373,620株は、本新株予約権による資金調達により発行される潜在株式数39,000,000株の約0.96%程度であります。

割当予定先の保有方針は純投資であり、本資金調達により取得した株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針であると聞いております。したがって、割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、当社といたしましては、前述しておりますとおり、本新株予約権による資金調達により、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から、本新株予約権による資金調達による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の発行により発行される本新株予約権の目的となる株式の総数39,000,000株に係る割当議決権数は390,000個となり、当社の議決権総数574,627個（2026年6月30日現在）に占める割合が67.87%となり、また、本有価証券届出書提出日前6ヶ月以内である2026年4月10日付で千寿製薬に対して割り当てられた当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は41,150,500株（議決権数411,505個）であり、これは2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数57,483,412株（議決権総数574,627個）から2026年4月10日付で発行された当社普通株式2,150,500株（議決権数21,505個）を控除した株式総数55,332,912株（議決権数553,122個）に対する比率は74.37%（議決権比率74.40%）となります。割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本資金調達について、株式の発行と異なり直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社法律顧問より紹介を受けた当社と利害関係のない社外有識者であり、同種案件について豊富な実績を有する加本亘氏（ホーガン・ロヴェルズ・カドワラダー法律事務所外国法共同事業）、中村栄作氏（当社社外取締役監査等委員）、都築伸弥氏（当社社外取締役監査等委員）の3名によって構成される本第三者委員会を設置し、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年9月11日付で入手しております。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本件第三者割当の必要性及び相当性のそれぞれについて、認められるものと考えます。

2 理由

(1) 必要性

貴社の説明によれば、緑内障治療剤「H-1337」の開発を進めるため、今後相当額の資金を調達することが必要とのことです。貴社は、H-1337を今後の成長戦略における中核的な開発パイプラインと位置付けており、2024年に米国後期第 相臨床試験において良好な結果が得られたことを受けて次相に向けた準備を進めてきたところ、2026年3月に千寿製薬株式会社との資本業務提携を行ったことを契機として、日本での開発を先行する方針に転換したとのことです。今後、日本人を中心とするアジア人を対象とした小規模用量確認試験を実施した上で、第 相臨床試験その他上市に向けて必要となる開発を進める予定であり、日本におけるH-1337の治験費用については総額約30億円を見込んでいるとのことです。

本件第三者割当により調達する資金については、その全額をH-1337の開発資金に充当する予定であり、2027年1月から2031年3月までの間に支出することが予定されているとのことです。具体的には、H-1337について、現在、第 相臨床試験に必要な非臨床試験を進めており、当該非臨床試験については、第13回新株予約権による調達資金及び千寿製薬株式会社からの出資約2億円を用いて実施する予定である一方、その後には予定される国内治験に要する費用としては総額約30億円が見込まれており、本件第三者割当による資金はそのため使用されるとのことです。

他方、貴社グループが2026年6月30日現在保有する現金及び現金同等物は986百万円であり、H-1337の国内治験費用として想定される約30億円と比較すると、その金額は限定的です。また、当該手元資金についてはH-1337の開発のみに使用することができるものではなく、他の研究開発活動及び通常の事業運営に要する資金としても使用する必要があります。さらに、貴社は、保有する開発パイプラインの価値向上のため積極的な先行投資を実施していること等から赤字が継続しており、2026年第2四半期累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失323百万円を計上しているとのことです。これらの事情に照らすと、H-1337の今後の開発に必要な資金を、現在の手元資金及び事業活動から生じる収入のみで賄うことは困難であると考えられます。

また、貴社は、従前、第13回新株予約権による資金調達を実施しており、当初は差引手取概算額約1,339百万円の調達を予定していたものの、2026年9月11日時点までの実際の調達額は約925百万円にとどまっているとのことです。第13回新株予約権については、貴社株式の株価が下限行使価額を下回って推移したことにより行使が進まない状況となったため、残存する新株予約権を取得及び消却し、新たな資金調達手段に切り替えることを決定したとのことです。このように、H-1337の開発に係る資金需要が具体化している一方で、従前予定していた資金調達が株価水準等の事情により十分に実現していないことからすれば、新たな資金調達手段を確保する必要性が生じているとの説明には合理性が認められます。

さらに、本件第三者割当による資金調達については、新株予約権者による行使の都度資金が払い込まれるものであり、調達予定額の全額が現時点で一括して調達されるものではありません。権利行使の有無及びその時期は新株予約権者の判断に依存するため、実際の調達時期には不確実性がある一方、H-1337の開発を予定どおり進めるためには、開発の進捗に応じて必要な資金を確保できる手段をあらかじめ準備しておく必要があると考えられます。そのため、現時点において本件第三者割当を実施する必要があるとの貴社の説明についても、特に不合理な点は認められません。

以上を踏まえると、H-1337について具体的な臨床開発計画が存在し、その国内治験費用として総額約30億円の資金需要が見込まれていること、これに対して貴社の手元資金は986百万円にとどまり、かつ研究開発への先行投資等により赤字が継続していること、従前の第13回新株予約権による資金調達も予定どおり進んでいないこと、本件第三者割当による調達資金の全額がH-1337の開発資金に充当される予定であること等を総合的に勘案すれば、資金調達の必要性に関する貴社の説明について、当委員会として特に不合理な点はなく、本件第三者割当を行う必要性が認められるものと考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社によれば、本件第三者割当の実施に当たり、公募増資、株主割当増資、転換社債型新株予約権付社債、行使価額が修正されない新株予約権、第三者割当による新株式の発行、ライツ・イシュー並びに借入れ又は社債のみによる資金調達等の各種の資金調達手段について検討を行ったものの、本件第三者割当と比較して、それぞれ以下のような難点があるとの結論に至ったとのことです。

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式の発行については、必要となる資金を一時に調達することができるという利点がある一方、一時に多数の新株式が発行されることとなるため、1株当たり利益の希薄化も一時に生じることとなり、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるとのことです。このため、H-1337の開発の進捗に応じて段階的に資金を確保しつつ、一時点における既存株主の希薄化をできる限り抑制するという本件第三者割当の目的との関係では、公募増資による資金調達は適当ではないと判断したとのことです。

(b) 株主割当増資

株主割当増資については、既存株主に対してその持株割合に応じて新株式を割り当てることから、既存株主が割当に応じる限り持株比率の希薄化を回避することができるという利点がある一方、実際に払込みに応じるか否かは各既存株主の判断に委ねられることとなります。そのため、既存株主の参加状況によっては、貴社が必要とする資金額を予定どおり調達できない可能性があり、調達額の確実性という観点から問題があるとのことです。H-1337の開発を継続するために一定規模の資金を確保する必要があるという本件の事情に照らし、必要額を調達できるかどうかの不透明である株主割当増資は、本件第三者割当方法として適当ではないと判断したとのことです。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当による新株式の発行についても、公募増資と同様に、必要資金を一時に調達することが可能であるという利点があります。他方、新株式を一時に発行することにより、既存株主について1株当たり利益及び持株比率の希薄化が一時に生じ、株価に対する直接的な影響も大きくなると考えられるとのことです。また、貴社によれば、現時点において新株式の適当な割当先も存在していないとのことです。そのため、希薄化の時期を一定程度分散させながら資金を調達することが可能な本件第三者割当との比較において、第三者割当による新株式の発行は適当ではないと判断したとのことです。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債、いわゆるMSCBについては、その発行条件及び転換条件等には様々な設計があり得るものの、一般的には、転換価額の変動に応じて転換により交付される株式数が変動する仕組みとなっています。そのため、転換が完了するまで最終的に交付される株式総数が確定せず、株価下落局面では交付株式数が増加する可能性があるなど、既存株主に対する希薄化の程度を予測することが困難となり、株価に対する直接的な影響も大きくなり得ることです。以上から、最大潜在株式数をあらかじめ限定することが可能な新株予約権による資金調達と比較して、MSCBによる資金調達は適当ではないと判断したとのことです。

行使価額が修正されない新株予約権

行使価額を固定した新株予約権による資金調達については、行使価額をあらかじめ固定することができるという利点がある一方、発行後に株価が行使価額を下回った場合には、新株予約権者にとって権利行使の経済的合理性が乏しくなることから、行使が進まず、必要な資金を調達できない可能性があります。この点、貴社は、第13回新株予約権について、当社株価が下限行使価額を下回って推移したことにより行使が進まず、当初予定していた資金の全額を調達することができなかったという経緯を有しています。このような経験を踏まえれば、株価水準と行使価額との乖離によって再び資金調達が停滞する可能性のある固定行使価額型の新株予約権を採用することには相応のリスクがあると考えられます。また、行使価額を固定した場合には、その後株価が大幅に上昇したとしても、貴社が当該株価上昇のメリットを調達金額の増加という形で享受することができない一方、株価が下落した場合には行使が進まず、資金調達自体が困難となる可能性があります。そのため、株価動向に応じて行使価額を修正することにより資金調達の蓋然性を高めることのできる新株予約権による資金調達との比較において、行使価額が修正されない新株予約権のみを用いることは適当ではないと判断したとのことです。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

新株予約権無償割当による増資、いわゆるライツ・イシューには、金融商品取引業者との間で元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、元引受契約を締結せず、新株予約権を行使するか否かを株主の判断に委ねるノンコミットメント型ライツ・イシューがあります。コミットメント型ライツ・イシューについては、国内での実施事例が乏しく、資金調達手法として十分に成熟しているとはいえないことに加えて、引受手数料等のコストが増加することが予想されるほか、発行会社の時価総額や株式の流動性によって調達可能額に限界が生じる可能性があるとのことです。このため、貴社が必要とする規模の資金を機動的かつ合理的なコストで調達する方法として必ずしも適切ではないと判断したとのことです。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社が最近2年間に於いて経常赤字を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場基準を満たさず、現時点において実施することができないとのことです。したがって、ライツ・イシューについても、本件における現実的な資金調達手段とはならないと判断したとのことです。

借入れ又は社債のみによる資金調達

借入れ又は社債のみによって必要資金の全額を調達する方法については、既存株主の持株比率の希薄化を生じさせないという利点があります。他方、調達額の全額が負債として計上されることとなるため、自己資本との関係で財務健全性が低下することになります。特に、貴社のように研究開発への先行投資が必要であり、現時点において赤字が継続している創薬企業において、H-1337の開発に必要な相当額の資金の全額を借入れ又は社債によって調達した場合には、将来の元本返済負担が大きくなり、今後の研究開発活動及び追加的な資金調達の余力にも影響を及ぼす可能性があります。そのため、負債性資金のみで必要額を調達することは適当ではないと判断したとのことです。

以上の各資金調達手段との比較に加えて、貴社は、本件第三者割当について、本社債の発行により必要資金の一部を早期に確保することが可能であるとともに、本新株予約権について行使価額を株価に応じて修正する仕組みとすることにより、固定行使価額型の新株予約権と比較して資金調達の蓋然性を高めつつ、その行使を一定期間に分散させることにより、一時に大幅な希薄化が生じることを抑制できるものと評価しているとのことです。

以上を総合すると、貴社が上記の各資金調達手段について、それぞれ資金調達の確実性、調達の機動性、既存株主に生じる希薄化、株価への影響及び財務健全性等の観点から比較検討した上で、本件第三者割当が、一定のデメリットを伴うものの、既存株主に生じる不利益に配慮しながら、H-1337の開発に必要な資金を相応の蓋然性をもって確保することのできる方法であると判断したことについて、当委員会として特に不合理な点は認められません。したがって、他の資金調達手段との比較という観点から、本件第三者割当方法を選択したことには相当性が認められるものと考えます。

（イ）割当先について

当委員会は、割当先の相当性について検討しました。貴社は、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力と何らかの関係を有しているかについて、専門の第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シーに調査を依頼し、2026年7月28日付で調査報告書を受領したとのことです。当該調査報告書において、割当先並びにその役員又は主要株主が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はないとのことです。さらに、本第三者割当契約においても、割当先並びにその役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らかの関係も有しない旨の表明保証を受ける予定とのことです。

割当先の選定経緯について、貴社は、資金調達に当たり、割当先及び複数の証券会社から、資本金性及び負債性の各種資金調達手法について提案を受け、これらを比較検討した結果、2026年7月に割当先から提案を受けた本件スキームが、既存株主の利益に配慮しつつ貴社の資金調達ニーズを満たす最適なファイナンス手法であると判断したとのことです。また、割当先は、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長支援を行っており、貴社との面談等を通じて貴社の経営方針及び事業内容を理解していると認められること、本新株予約権の行使により取得する株式の売却に当たっては株価への影響に配慮して執行することを想定していること、過去にIR戦略の立案を支援した実績を有すること、及び貴社の事業・成長戦略に対する理解が深いこと等を総合的に勘案し、割当先として選定したとのことです。

さらに、割当先の払込能力についても、貴社は、本第三者割当契約において、割当先が払込みに必要な十分な財産を確保していること、及び、本新株予約権の全部を行使するために必要かつ十分な財産を確保しているか、又は今後これを確保することが合理的に見込まれる旨の表明保証を受ける予定とのことです。加えて、貴社は、割当先の取引銀行が発行した2026年6月30日付の残高証明書を受領し、本新株予約権の発行時の払込みに十分な現預金残高を有することを確認しています。また、本新株予約権の行使については、割当先が本新株予約権を行使して株式を取得した後、当該株式を売却して資金を回収し、その資金を次の権利行使に充当することが予定されていることから、全ての新株予約権の行使に必要な資金を一時に保有する必要はなく、この点からも十分な行使資金を確保できるものと貴社は判断しているとのことです。

以上のとおり、専門の第三者調査機関による調査によって反社会的勢力との関係がないことが確認されていること、割当先が一定の財務基盤を有しており残高証明書等により本新株予約権の払込み及び行使に必要な資金について合理的な確認がなされていること、上場ベンチャー企業の成長支援及びIR戦略支援に関する実績を有し、貴社の事業内容及び成長戦略を理解していることを総合的に考慮すると、当委員会としては、割当先の選定について特に不合理な点はなく、本件第三者割当の割当先として相当であると考えます。

（ウ）発行条件について

発行条件のうち、発行価額の相当性に関して、当委員会は、外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が作成した評価結果に基づき、本新株予約権の発行条件について検討しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、貴社株式の流動性、貴社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した上で、本新株予約権の価値を算定したとのことで、実務的に極めて一般的な手法により評価額が算定されたものであることを確認しました。そして、貴社は、当該算定結果を参考として割当予定先と協議を行い、本新株予約権1個当たりの発行価額を赤坂国際会計が算定した評価額と同額に設定したとのことであり、評価額が相当である以上、発行価額も相当であると考えております。発行価額以外の発行条件については、当委員会として、割当先との交渉状況を確認し、割当先との契約書のドラフトも検討しました。割当先との交渉において、貴社は経験のある弁護士において十分に代理されていることを確認し、当該弁護士から契約書ドラフトについて特に懸念は示されなかったということですので、発行条件について特に問題がなく相当と考えております。

（エ）希薄化について

当委員会は、本件第三者割当について、既存株主が被る希薄化という不利益を上回るメリットが認められるかを協議しました。本件第三者割当で発行される新株予約権が全て行使された場合には、最大で39,000,000株の新株式が交付され、既存株主について相当程度の希薄化が生じることになり、その不利益と、本件第三者割当によって期待される企業価値及び株式価値の向上との比較衡量という観点から検討しました。

この点、本件第三者割当によって調達される資金は、全額が緑内障治療剤H-1337の開発資金として充当される予定であるところ、H-1337は、貴社が今後の成長を実現するための中核的な開発パイプラインとして位置付けている医薬品候補であり、2024年に米国後期第 相臨床試験において良好な結果が得られております。その後、2026年3月には千寿製薬株式会社との資本業務提携を契機として、日本における開発を先行する方針に転換しており、日本市場における上市をまず目指した上で、将来的には米国における開発及びライセンス機会の拡大、配合剤の開発、アジア及び欧米への展開並びに他疾患への展開

等を通じて製品の大型化を図る計画とのことです。また、2027年に小規模用量確認試験を開始し、2029年以降に第 相臨床試験の開始を計画しているとのことです。さらに、日本におけるH-1337の上市は、貴社が想定する製品の大型化に向けた重要な足掛かりと位置付けられています。貴社は、日本人を中心とするアジア人を対象とした小規模用量確認試験から開始することによって開発リスク及び総開発費を抑制しつつ開発を進め、日本での上市後は、配合剤の開発やアジア・欧米への展開を通じてH-1337の事業価値をさらに拡大する方針とのことです。このように、H-1337は単に将来の可能性がある研究段階のパイプラインにとどまるものではなく、既に後期第 相臨床試験において一定の成果が得られ、次の臨床開発段階に進む具体的な計画が存在するパイプラインであること、また、その上市後についても国内のみならず海外展開及び製品の大型化を見据えた事業計画が存在していることからすれば、その開発の進捗は貴社の企業価値に重要な影響を及ぼし得るものと考えられます。そして、本件第三者割当によってH-1337の開発資金を確保し、その開発を着実に進捗させることができれば、貴社の企業価値の源泉である開発パイプラインの価値向上につながり、貴社の企業価値及び株式価値の向上、ひいては既存株主の利益に資することが期待できます。貴社自身も、調達資金をH-1337の開発に充当することにより開発パイプラインの進捗を実現し、企業価値及び株式価値の向上を図ることが可能になると説明しています。

以上を踏まえますと、本件第三者割当の結果、既存株主に相当程度の希薄化が生じることは否定できないものの、本件第三者割当による資金が、貴社の中核的かつ具体的な開発段階にあるH-1337の開発に充当され、その開発の進捗及び上市を通じて中長期的な企業価値及び株式価値の向上につながり、その結果として既存株主の利益となることが合理的に期待されることから、本件第三者割当によって得られるメリットは、既存株主が被る希薄化による不利益を上回るものと考えます。したがって、当委員会は、この観点からも、本件新株予約権の発行について相当性が認められるものと考えます。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 「事業等のリスク」等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第28期、提出日2026年3月23日）及び半期報告書（第29期、提出日2026年8月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第28期有価証券報告書の提出日（2026年3月23日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2026年3月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2026年3月26日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
日高有一、松原さや子を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
監査等委員である取締役山川善之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として都築伸弥を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 日高 有一 松原 さや子	275,744 276,841	20,746 19,649	- -	（注）	可決 92.52 可決 92.89
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 都築 伸弥	272,926	24,976	-	（注）	可決 91.14

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2026年7月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社が締結していた財務上の特約が付された限度貸付契約について、2026年6月30日付で当該財務上の特約の内容に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の5の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

2020年4月締結限度貸付契約

契約締結日	2020年4月16日
契約の相手方	株式会社みずほ銀行
元本金額	100,000千円（2026年6月末残高61,904千円）
弁済期限	2029年9月30日
担保の内容	無担保
変更前の財務上の特約の内容	各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
変更後の財務上の特約の内容 （下線部は変更箇所）	各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。 <u>契約先からの借入金残高の合計額以上の固定性預金を維持すること。</u>
変更契約締結日	2026年6月30日

2022年6月締結限度貸付契約

契約締結日	2022年6月30日
契約の相手方	株式会社みずほ銀行
元本金額	440,000千円（2026年6月末残高440,000千円）
弁済期限	2030年6月30日
担保の内容	無担保
変更前の財務上の特約の内容	各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
変更後の財務上の特約の内容 （下線部は変更箇所）	各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。 契約先からの借入金残高の合計額以上の固定性預金を維持すること。
変更契約締結日	2026年6月30日

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2026年3月23日～ 2026年4月9日 （注）1	165,000	54,831,712	7,102	722,331	7,102	1,347,027
2026年4月10日 （注）2	2,150,500	56,982,212	99,998	822,329	99,998	1,447,025
2026年5月14日 （注）3	501,200	57,483,412	23,556	845,886	23,556	1,470,582
2026年5月15日～ 2026年8月31日 （注）1	76,000	57,559,412	3,059	848,945	3,059	1,473,641
2026年9月1日～ 2026年9月11日 （注）1	40,000	57,599,412	1,610	850,556	1,610	1,475,252

（注）1．新株予約権の行使による増加であります。

2．第三者割当による新株式の発行による増加であります。

3．譲渡制限付株式報酬の発行による増加であります。

4．上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、2026年9月12日から本有価証券届出書提出日（2026年9月14日）までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第28期）	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月23日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第29期中）	自 2026年1月1日 至 2026年6月30日	2026年8月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3 月23日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資

< 連結財務諸表監査 >
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、医薬品開発を主業務としており、研究開発費用が収益に先行して発生する等の事業特性上の理由から、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生している。そのため、会社は、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると判断している。 このような状況の解消を図るべく、会社は、保有する開発パイプラインの順調な開発進捗による早期上市、開発パイプラインの拡充による更なる収益機会の獲得を進め、さらに、現在実施している資金調達を進めることにより研究開発に必要な資金を確保するとともに、必要に応じて新たな資金調達等の実施を検討し、これらを反映した資金計画を策定している。また、当連結会計年度における資金面では、継続的なロイヤリティ収入及び開発費用のコントロール並びに主力金融機関からの借入れ、第三者割当による新株予約権の発行及び割当先による行使等、適時に実施している資金調達により、当連結会計年度末において1,709百万円の現金及び預金残高を有している。そのため、会社は、当面の事業活動を展開するための資金は確保できていると判断し、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。 医薬品開発は、想定通りに開発が進められるとは限らず、資金計画に含まれる将来のロイヤリティ収入や研究開発費用の見込み等の重要な仮定には経営者による判断を伴い、見積りの不確実性が含まれるため、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 年度を通じて経営者との討議を実施し、予算と実績の分析、開発パイプラインの進捗状況、資金繰りの状況、翌連結会計年度の経営状況等について検討した。 ・ 取締役会で承認された資金計画と事業計画との整合性を検証した。また、過年度の資金計画及び事業計画と実績との比較分析を行い、計画策定における見積りプロセスの有効性を評価した。 ・ 資金計画について、経営者に質問するとともに、以下の手続を実施した。 - 開発パイプライン別のロイヤリティ収入及び研究開発費用の実績と将来の発生見込みを比較し、資金計画に含まれるこれらの収益及び費用の見積りが妥当かどうかを検討した。 - 経営者が作成した資金計画に一定の不確実性を反映し、翌連結会計年度の事業活動を展開する資金が十分に確保できているかどうかを批判的に検討した。 - 期末日から一箇月後の月末における現金及び預金残高について、資金計画における予測残高と実績を比較した。 ・ 期末日における預金残高について、残高確認により実在性を検討した。

ロイヤリティ収入の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当連結会計年度における売上高は387,620千円であり、そのほとんどがロイヤリティ収入である。 ロイヤリティ収入は、上市後の自社創製品及び導入品について、ライセンスアウト先の企業の売上高の一定比率を受領する収入であり、ライセンスアウト先の企業との契約内容に基づいて、ライセンスアウト先の企業から報告される売上高に一定比率を乗じて算定され、手作業により会計システムに売上高として計上される。「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）３．会計方針に関する事項（５）重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社は、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識している。 また、一部のロイヤリティ収入については、ライセンスアウト先の企業の諸経費を売上高から控除して算定されるが、ライセンスアウト先の企業の諸経費の実績が適時に入手できないことから、過去の実績に基づく売上高に対する諸経費の概算割合を用いて見積諸経費を算定している。 ロイヤリティ収入は連結売上高に占める割合が高く、利害関係者が会社の業績を判断する際に重要な影響を及ぼす事項であるため、当監査法人は、ロイヤリティ収入の収益認識が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、ロイヤリティ収入の収益認識を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 収益認識プロセスに係る内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 個々のロイヤリティ収入について、契約書等を閲覧して算定の基礎となる一定比率を確かめ、これがロイヤリティ収入の算定に適切に用いられているかどうかを検証した。 ・ ライセンスアウト先の企業からの報告を閲覧し、報告された売上高とロイヤリティ収入の算定に用いられた売上高を照合してロイヤリティ収入の正確性を確かめるとともに、ライセンスアウト先の企業の売上時期とロイヤリティ収入の計上時期が整合しているかどうかを検証した。 ・ 個々のロイヤリティ収入の計上額を再計算した。外貨換算がある場合は、適用された換算レートが適切かどうかを検証した。 ・ 監査期間中に入金実績のあるロイヤリティ収入について、ロイヤリティ収入の計上額と入金実績額を照合した。 ・ ロイヤリティ収入に関する売掛金について、期末日を基準とした残高確認を実施し、売掛金残高とライセンスアウト先の企業からの回答情報との整合性を確かめた。 ・ 一部のロイヤリティ収入の算定に用いられる見積諸経費について、過去の実績に基づく諸経費の概算割合と、ライセンスアウト先の企業から報告された売上高と諸経費の直近の実績に基づく割合を比較することにより、見積諸経費の算定に関する経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 3 月23日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

ロイヤリティ収入の収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ロイヤリティ収入の収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場

合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 8 月13日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 好 慧指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。